

EU（２）

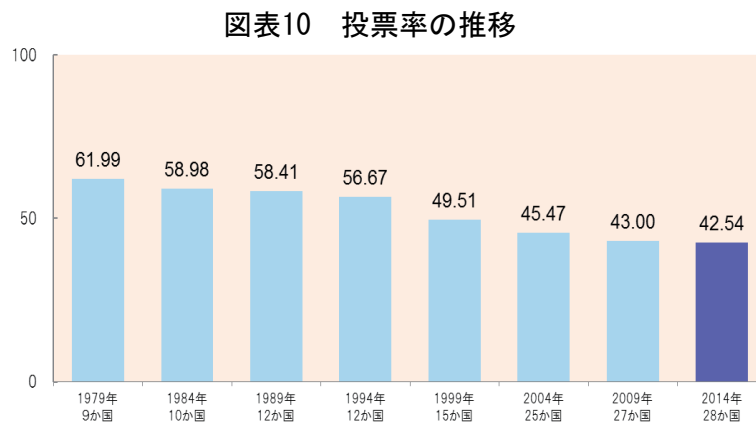
— 2014年欧州議会選挙結果とEUの展望 —

厚生労働委員会調査室 根岸 隆史
(元在ストラスブール日本国総領事館領事)

５．選挙後の欧州議会における主な動き

（１）欧州議会選挙投票率とその評価

1979年の第１回欧州議会選挙以降の継続的な投票率低下傾向の中、今回の選挙の投票率は、当初43.09%という推計値が発表され、前回2009年の投票率をわずかに上回るとされていた¹。これについては、各欧州政党が欧州委員会委員長候補者（Spitzenkandidat）を掲げて選挙戦を行った効果であるとされ、一定の評価とともに投票率の下げ止まりを期待する声も見られていた。



(出所) 欧州議会ウェブサイトを参考で作成

しかし、2014年8月、欧州議会の発表があり、わずかに前回の投票率を下回り過去最低となる42.54%という最終的な確定値が報じられた² (図表10参照)。これについて欧州議会広報担当官は、欧州委員会委員長候補者に関する報道が熱心だった独仏では、それぞれ投票率が上昇していたとした³。

一方、10月に欧州議会より発表された今回の欧州議会選挙に関連した調査結果⁴によると、今回の欧州委員会委員長候補者を掲げた各党のキャンペーンにもかかわらず、欧州議会選挙において投票を行う理由として欧州委員会委員長選出への意思の反映を挙げた人の割合が、わずか5%にとどまるという結果が示された⁵。また、欧州議会選挙について、

¹ 根岸隆史「EU（１）－2014年欧州議会選挙結果とEUの動向－」『立法と調査』No. 355（2014. 8）図表9参照

² EUobserver “EU election turnout at record low after all” 2014. 8. 6 (<http://euobserver.com/political/125198>) 2014年11月21日アクセス

³ 図表14参照。なお、欧州議会広報担当官からは、前回2009年の選挙結果との厳密な比較対象として、2013年加盟のクロアチアを除いた27か国の投票率である42.8%が示されている。EurActiv “It’s official: Last EU election had lowest-ever turnout” 2014. 8. 11 (<http://www.euractiv.com/sections/eu-elections-2014/its-official-last-eu-election-had-lowest-ever-turnout-307773>) 2014年11月21日アクセス

⁴ 同調査 (http://www.europarl.europa.eu/pdf/eurobarometre/2014/post/post_2014_survey_analitical_overview_en.pdf) では例えば、投票を行った者のうち、失業を問題として挙げた割合（複数回答可）は、経済危機で影響を受けた南欧諸国で軒並み上昇しており、ギリシャ73%、キプロス67%、スペイン66%、伊65%となっている。

⁵ 複数ある選択肢から最大3つ選択して回答する方式。

テレビやインターネット等で投票を呼びかけていたことを認知していた人の割合は65%であり、前回選挙時の調査結果である67%をやや下回った。

今回の選挙広報キャンペーンには多額の経費を要したとされており⁶、今後の欧州議会選挙の投票率向上に向けた取組は、欧州議会及びEUにとって一層深刻な課題であることが改めて浮き彫りになったと言える。

（２）反EU政党による欧州議会政党グループの構成

欧州議会選挙における議席の増加を受け、反EU政党の動向が注目されてきた。仏・国民戦線（FN）党首のルペン議員（仏）は欧州自由同盟（EAF）の結成を模索しているが、欧州議会における政党グループの構成要件のうち、所属議員数要件（25名以上）を満たしたものの国数要件（7か国以上の議員の参加）を満たせず、今なお実現されていない。

一方で、2014年10月、英国独立党（UKIP）党首であるファラージュ議員（英）を共同代表とする自由と直接民主主義の欧州（EFDD）は、ラトビア出身議員の離脱により、欧州議会政党グループの構成要件のうち国数要件を一時的に満たせなくなった。しかし、ポーランド出身議員の加入⁷を得て、解党の危機を逃れた。

反EUを掲げる政党は、反EU以外の政策的方向性の多様に加え、その排他性ゆえに欧州議会における政党グループ構成要件を満たすことが困難な状況がうかがえる。

（３）欧州議会对日交流議員団の構成

欧州議会選挙後、新たに対日交流議員団のメンバーが決定し、2014年10月、対日交流議員団会合が開催された。これまでのファン＝バーレン議員（欧州自由民主同盟（ALDE）・オランダ）に替わり、新たな団長にイエゼック議員（ALDE・チェコ）が選出され⁸、第1副団長にはトムツ議員（欧州人民党（EPP）・スロベニア）、第2副団長にはカデンバッハ議員（社会民主進歩同盟（S&D）・オーストリア）がそれぞれ選出された。

欧州議会には、議会間外交のため44の交流議員団が存在しており、精力的に活動している⁹。各交流議員団は、連合協定¹⁰の一環として設置された合同議会委員会への代表団や、議会間の関係促進のための代表団、選挙監視ミッションのためのアドホックな代表団など、設置趣旨に基づき5つの類型に分類される¹¹。最も多いのは議会間の関係促進のための代

⁶ 1,600万ユーロ（約23.2億円 1ユーロ＝145円換算）が投じられた。EUobserver “EU parliament unveils €16mn ‘go and vote’ campaign” 2013.9.10 (<http://euobserver.com/political/121376>) 2014年11月21日アクセス

⁷ 新右派会議（KNP）のイヴァシュキェヴィッチ議員が加入した。KNPは差別的主張で知られ、欧州議会に4議席を有するものの院内では無所属となっている。同議員を除く3名は引き続き無所属に留まるとされる。EurActiv “MEP from party led by racist could save Farage’s EFDD” 2014.10.20 (<http://www.euractiv.com/sections/eu-priorities-2020/mep-party-led-racist-could-save-farages-efdd-309336>) 2014年11月21日アクセス

⁸ 第12代目の団長となる。

⁹ 例えば、対中国では対中交流議員団、対韓国・北朝鮮では対朝鮮半島交流議員団が存在する。なお、対朝鮮半島交流議員団の韓国側との交流は活発だが、北朝鮮側との交流は不定期なものとなっている。

¹⁰ EUが非加盟国と締結する政治経済上の関係促進のための協定

¹¹ Corbett, R., F. Jacobs, and M. Shackleton (2011) *The European Parliament* (London: John Harper Publishing) 176頁

表団であり、各代表団はそれぞれ非EU加盟国との交流を目的とし、相手国議員団との年次会議を開催するほか欧州議会において議員団の月例会合を開催し、相手国情勢や今後の交流計画について意見交換を行っており、対日交流議員団もこれに含まれる。

我が国国会と対日交流議員団は1978年に交流を開始した。日欧で毎年交互に日本・EU議員会議を開催し¹²、政治問題、安全保障、経済・貿易問題、国際協力等広範な分野に関する意見交換を行ってきた。日本・EU議員会議の開催は既に34回を数え、次回は欧州で開催される予定である。

6. EU首脳人事の選出と均衡

2014年7月15日の欧州議会の承認によりユンカー前ルクセンブルク首相が次期欧州委員会委員長に決定したことを受け、EU首脳人事の焦点は、欧州理事会議長と外務・安全保障政策上級代表の後任選出へと移った。ユンカー次期委員長が中道右派のEPP出身であり男性であることから、特に党派バランス、ジェンダーバランスが意識され、欧州理事会議長と外務・安全保障政策上級代表については、そのうち1名を中道左派である欧州社会党(PES)出身とし、また1名を女性とすることを前提に調整が進んだ。

7月16日及び17日に開催された欧州理事会臨時会合では、両ポストをパッケージとして議論がなされ、PESからは女性のモゲリーニ外相が外務・安全保障政策上級代表に強く推されたが、ウクライナ情勢をめぐりEUと露の緊張が高まる中でモゲリーニ外相が露に対して融和的なスタンスであることが東欧、バルト諸国を中心に問題視されたため、協議は調わなかった。その後、8月30日、改めて欧州理事会臨時会合が開催され、対露強硬派とされるトゥスク・ポーランド首相(EPP)を欧州理事会議長、モゲリーニ外相を外務・安全保障政策上級代表とすることが決定された。ウクライナ情勢をめぐり露との緊張は更に高まっていたが、欧州理事会議長を東欧から出すことにより東欧諸国の同意が得られたとされる。

欧州委員会委員長候補の人事では、欧州理事会の決定は特定多数決¹³により行われたが、欧州理事会議長及び外務・安全保障政策上級代表の人事は全会一致で決定された。これにより、11月1日よりモゲリーニ外務・安全保障政策上級代表¹⁴が、12月1日よりトゥスク欧州理事会議長¹⁵がそれぞれ新たに就任することとなった。なお、トゥスク次期欧州理事会議長はポーランド出身であり、同国はユーロを導入していないが、ユーロ圏首脳会議の議長も兼任する。今回の欧州理事会議長及び外務・安全保障政策上級代表人事にはウクライナ情勢と対露姿勢が大きく影響した。また、東欧、バルト諸国など2004年の第五次EU拡大により加盟した国々の発言力の高まりが反映される結果となった。

¹² 欧州で開催される場合は、基本的に欧州議会の所在するブリュッセルやストラスブールで行われている。

¹³ 英とハンガリーの2か国が反対(加重票数:賛成311、反対41)した。根岸隆史「EU(1)ー2014年欧州議会選挙結果とEUの動向ー」『立法と調査』No. 355(2014.8) 4.(2)参照

¹⁴ 任期は5年(2019年10月末まで)。外務・安全保障政策上級代表は外務理事会議長を務めるが、欧州委員会副委員長を兼任するため、欧州議会による承認の対象とされる。なお、根岸隆史「EU(1)ー2014年欧州議会選挙結果とEUの動向ー」『立法と調査』No. 355(2014.8) 脚注12参照

¹⁵ 任期は2年半(2017年5月末まで)であり再任は1回のみ可能。なお、トゥスク首相の欧州理事会議長就任決定を受けて、ポーランドでは9月にその後任としてコパチ首相が就任した。

最終的に、欧州議会議長はシュルツ欧州議会議長（PES・独）（再任）、欧州委員会委員長はユンカー前ルクセンブルク首相（EPP）、欧州理事会議長はトゥスク前ポーランド首相、外務・安全保障政策上級代表はモグリーニ前伊外相にそれぞれ決定し、EU各機関の首脳人事は、今回も政党、性別、地域、国家規模等の均衡が強く意識されたものとなった¹⁶（図表11参照）。

図表11 EU首脳人事の結果

2009-2014					2014-2019				
所属する 欧州政党	国	性別	主な経歴		所属する 欧州政党	国	性別	主な経歴	
欧州理事会議長									
ヘルマン・ファン・ロンバイ	EPP	ベルギー	男	首相	ドナルド・トゥスク	EPP	ポーランド	男	首相
外務・安全保障政策上級代表									
キャサリン・アシュトン	PES	英国	女	欧州委員	フェデリカ・モグリーニ	PES	イタリア	女	外相
欧州委員会委員長									
ジョゼ・マヌエル・バロゾ	EPP	ポルトガル	男	首相	ジャン＝クロード・ユンカー	EPP	ルクセンブルク	男	首相
欧州議会議長									
イエジ・ブゼク	EPP	ポーランド	男	首相	マーティン・シュルツ	PES	ドイツ	男	欧州議会議長
マーティン・シュルツ	PES	ドイツ	男	欧州議会議員 (S&D代表)					

注1：欧州理事会議長の任期は2年半。1度の再任が可能。

注2：欧州議会議長の任期は2年半。「大連立」により1議会期(5年)の前半・後半で主要政党グループで持ち回り。

（出所）駐日EU代表部ウェブサイト等を参考に作成

7. 欧州委員会の編成

（1）欧州委員の人選

EUの閣僚に相当する欧州委員のポスト配分については、2014年7月、欧州議会本会議における欧州委員会委員長人事の承認投票を前に開催されたS&Dのヒアリングにおいて、ユンカー次期欧州委員会委員長が経済問題関係の欧州委員ポストは中道左派が有するべきとコメントするなど¹⁷、ユンカー次期委員長と各政党、各加盟国政府との間で早い段階から協議が積み重ねられてきた。

欧州委員の人選においては、第二次バロゾ委員会¹⁸の現職の女性欧州委員9名からユ

¹⁶ なお、EU条約第15条第5項・6項、第17条第6項・7項、第18条に関する宣言では、欧州理事会議長、欧州委員会委員長、外務・安全保障政策上級代表の選出における地理的・人口的多様性の尊重について規定されている。

¹⁷ EUobserver “Juncker: Economics commissioner will be a Socialist” 2014.7.8 (<http://euobserver.com/institutional/124898>) 2014年11月21日アクセス

¹⁸ バロゾ前欧州委員会委員長は、ポルトガル首相を経て2004年から委員長に就任し、2004～2009年、2009～2014年と二期にわたって委員長職を務めた。

ンカー次期委員長に対し女性の登用を求める書簡が提出されるなど、ジェンダーバランスが強く意識された¹⁹。ユンカー次期委員長は、自らの委員会では第二次バローゾ委員会の女性委員数を下回らないようにするとの考えを示したが、各加盟国からは男性委員候補の推薦が相次いだ。これに対し、シュルツ欧州議会議長は会見等において、女性委員候補が少ない場合には、欧州議会における承認投票において十分な支持が得られないリスクが高まる旨指摘した。こうした状況を受け、ユンカー次期委員長は、女性委員には重要ポストを割り当てることを水面下で提示するなど困難な調整を強いられた²⁰。各加盟国政府との調整を経て、9月、ユンカー次期委員長は理事会の採択を得て9名の女性委員候補を含む次期欧州委員候補リストを取りまとめ、欧州議会に提出した。

（２）欧州議会による欧州委員会人事の承認

ア ユンカー委員会の承認

欧州議会では、各委員会において欧州委員候補に対して聴聞会及びそれに基づく審査が行われ、その後本会議において欧州委員会全体の人事について採決がなされる。2014年9月に開始された今回の審査では、スロベニアの欧州委員候補とされたブラトウシェク元首相について、聴聞会の内容が評価されず欧州議会産業・調査・エネルギー委員会及び環境委員会において人事案が否決されたため、ユンカー次期委員長はこれを撤回し、新たにブルツ候補へと差し替えた。また、ハンガリーのナヴラチチ欧州委員候補について、聴聞会を実施した欧州議会文化委員会が、同候補の欧州委員への就任自体は承認したものの、その担当分野については否決したため、職務配分が変更された²¹。

各委員会における聴聞会及び審査を終え、10月22日、欧州議会は本会議において欧州委員会人事を全体として承認した（賛成423、反対209、棄権67）²²。これを受けて、11月1日、ユンカー委員会は発足した（図表12参照）²³。

欧州委員の顔ぶれを見てみると、首相経験者が4名、副首相経験者が5名のほか欧州委員や主要閣僚の経験者が並び、重厚な布陣とされる。ユンカー委員会では外務・安全保障政策上級代表を含め7名の副委員長が任命された²⁴。副委員長には、中小国出身者を中心として首相経験者やバローゾ委員長時代から欧州委員を務めるなど経験豊富なメンバーが就任している。また、仏英など枢要な経済関係ポストを求めていた大国は、希望どおりのポストを手にした。EPA交渉などを担当する通商担当には、これまでのデ

¹⁹ 仏のオランド内閣、伊のレンツィ内閣、スウェーデンのロヴェーン内閣などでは、閣僚の半数を女性としている。

²⁰ 「欧州委、女性を要職に、新体制、経済再生を重視。」『日本経済新聞』（平26.9.11）

²¹ 当初は教育、文化、青少年、市民権担当とされていたが、市民権を担当させるべきではないとの意見が出され、ナヴラチチ欧州委員の担当分野のうち市民権はスポーツに置き換えられるとともに、市民権はアヴラモプロス欧州委員の担当に追加された。ハンガリーに対してはメディア法など人権分野について従来から批判が強いことが背景にあり、S&Dなどが支持しなかった。

²² 外務・安全保障政策上級代表は、欧州委員会副委員長を兼ねることから、承認人事の対象となる。上級代表は外務理事会議長を務めることから、欧州議会の欧州委員会への抑制均衡が、理事会の一員の人事に及ぶことにもなりうる。

²³ 任期は5年（2019年10月末まで）。再任も可能である。

²⁴ リスボン条約による改正により、欧州委員会委員長は単独で副委員長を任命できるようになった。

グフト欧州委員に替わり、スウェーデンのマルムストローム欧州委員²⁵が就任した。同委員は、聴聞会において日EU・EPAを優先事項として挙げている²⁶。

図表12 ユンカー委員会

	国	所属する 欧州政党	職務分担	主な経歴
ジャン＝クロード・ユンカー	ルクセンブルク	EPP	委員長	首相
フランス・ティーマンス	オランダ	PES	第一副委員長／ より有効な規制・機関間関係・法の支配・基本権憲章担当	外相
フェデリカ・モゲリーニ	イタリア	PES	副委員長／外務・安全保障政策上級代表	外務・国際協力相
クリスタリーナ・ゲオルギエヴァ	ブルガリア	EPP	副委員長／予算・人的資源担当	欧州委員
アンドルス・アンシブ	エストニア	ALDE	副委員長／デジタル単一市場担当	首相
マロシュ・シェフチョヴィチ	スロバキア	PES	副委員長／エネルギー同盟担当	欧州委員
バルディス・ドンブラウスキス	ラトビア	EPP	副委員長／ユーロ・社会的対話担当	首相
ユルキ・カタイネン	フィンランド	EPP	副委員長／雇用・成長・投資・競争力担当	首相、欧州委員
ギュンター・エッティンガー	ドイツ	EPP	デジタル経済・社会担当	欧州委員
ヨハネス・ハーン	オーストリア	EPP	欧州近隣政策・拡大交渉担当	欧州委員
セシリア・マルムストローム	スウェーデン	ALDE	通商担当	欧州委員
ネベン・ミミツァ	クロアチア	PES	国際協力・開発担当	欧州委員、副首相
ミゲル・アリアス・カニエテ	スペイン	EPP	気候行動・エネルギー担当	農業・食糧・環境相
カルメヌ・ヴェッラ	マルタ	PES	環境・海事・漁業担当	観光・航空相
ヴィテニス・アンドリュカイティス	リトアニア	PES	保健衛生・食の安全担当	保健相
ディミトリオス・アヴラモプロス	ギリシャ	EPP	移民・内務・市民権担当	国防相、外相
マリアンヌ・ティッセン	ベルギー	EPP	雇用・社会問題・技能・労働力の移動担当	欧州議会議員（EPP第一副代表）
ピエール・モスコヴィツシ	フランス	PES	経済金融問題・税制・関税担当	経済・財政相
クリストス・スティリアニデス	キプロス	EPP	人道援助・危機管理担当	政府広報官
フィル・ホーガン	アイルランド	EPP	農業・農村開発担当	環境・コミュニティ・地方自治担当相
ジョナサン・ヒル	英国	AECR	金融安定・金融サービス・資本市場同盟担当	貴族院内総務・ランカスター公領相
ヴィオレタ・ブルツ	スロベニア	ALDE	運輸担当	副首相
エルジビエタ・ビェンコフスカ	ポーランド	EPP	域内市場・産業・起業・中小企業担当	副首相
ヴェラ・ヨウロバー	チェコ	ALDE	法務・消費者・男女平等担当	地域開発担当相
ナヴラチチ・ティボル	ハンガリー	EPP	教育・文化・青少年・スポーツ担当	副首相
コリナ・クレツ	ルーマニア	PES	地域政策担当	欧州議会副議長
マルグレーテ・ヴェステア	デンマーク	ALDE	競争政策担当	副首相
カルロス・モエダス	ポルトガル	EPP	研究・科学・イノベーション担当	国務長官

（出所）欧州委員会、駐日EU代表部ウェブサイト等を参考に作成

は女性委員

イ 欧州議会による欧州委員会への影響力行使

今回の欧州委員会人事の承認過程では、欧州議会の意向を踏まえ、スロベニアの欧州委員候補を差し替えることとなった。過去には、2004年の第一次バローゾ委員会で伊及

²⁵ マルムストローム欧州委員は、欧州議会議員歴もあり、スウェーデン議長国においてもラインフェルト政権のEU問題担当相として欧州議会を始め各EU機関との調整役等を担った。その後、第二次バローゾ委員会でも内務担当欧州委員を務めるなど、一貫してEU関連の要職を経験してきた。

²⁶ 「対日EPAは『優先事項』」『日本経済新聞』夕刊（平26.9.30）

びラトビアの欧州委員候補、2009年の第二次バローゾ委員会でブルガリアの欧州委員候補がそれぞれ差し替えに追い込まれ、職務配分の変更も行われている。

欧州議会は、欧州委員会を全体として承認する権限のみしか有しないことから、個別の欧州委員候補について人事案を拒否することはできない。そのため、欧州議会としては欧州委員会全体に対する承認権の行使を示唆することにより、実質的に個別の委員の人選に関しても一定の影響力を行使しようとするものであり²⁷、個別の欧州委員候補に対する聴聞会及び審査の結果を踏まえ、委員候補の差し替えなど欧州委員会委員長が人事権を行使せざるを得ない状況が創出されている。

(3) 欧州委員会の今後の機構的課題

ア 欧州委員会と欧州政党

欧州委員は各加盟国より1名ずつ任命され、欧州委員会は委員長を含めて28名の欧州委員から構成される。各欧州政党別の人数を見てみると、E P Pが14名（前回選挙時13名）と半数を占め、次いでP E Sが8名（前回6名）、中道のA L D Eが5名（前回8名）、右派の欧州保守改革同盟（A E C R）が1名（前回0名）となった（図表12参照）。A L D Eは今回の欧州議会選挙において議席を減らし、第3党となった欧州保守改革（E C R）²⁸に次ぐ第4党へと後退していたが、欧州委員ポストは一定数確保された。女性委員は9名となり、選挙前の第一次、第二次バローゾ委員会の9名²⁹と同数を確保した。

欧州委員は、本来その職務遂行に当たり、あらゆる各国政府や機関等から指図を受けてはならないとされ、高度の政治的独立性が求められている³⁰。しかし、実際には欧州委員会も党派性と無縁ではありえず、1999年には中道右派の欧州人民党・欧州民主主義グループ（E P P－E D）³¹が欧州議会選挙において626議席中233議席を獲得し勝利したにもかかわらず、当時のE Uでは中道左派政権が多数だったことを背景に、新たに発足したプロディ委員会にE P P－E Dの欧州委員が20名中わずか5名しか指名されなかったため³²、欧州委員会の構成が政党バランスを欠いているとして強い反発が起こった³³。

E Uの政策決定プロセスにおいては、欧州委員が所属政党や国籍に影響される事実も存在するとされるものの、欧州委員会や理事会における国家横断的な政党連携はまだ弱

²⁷ 鷲江義勝「欧州委員会の改革についての一考察 ―ローマ条約からリスボン条約まで―」『同志社法学』63巻1号（2011.6）320頁

²⁸ 欧州政党であるA E C Rの欧州議会政党グループ。欧州政党と欧州議会政党グループの主な関連については、根岸隆史「E U（1）―2014年欧州議会選挙結果とE Uの動向―」『立法と調査』No.355（2014.8）図表4参照

²⁹ 2007年の27か国体制への拡大後の数字。25か国体制では8名。

³⁰ E U機能条約第17条第3項

³¹ 当時のE P Pは英・保守党なども加わっており、欧州人民党・欧州民主主義グループ（E P P－E D）を構成していた。

³² 当時は加盟15か国のうち11か国が中道左派政権であった。なお、当時はマーストリヒト条約に基づく体制であり、欧州委員20名の内訳は、加盟国15か国から1名ずつに加え、独仏英伊の4大国とスペインに各1名の委員割当がなされていた。

³³ 児玉昌己『欧州議会と欧州統一E Uにおける議会制民主主義の形成と展開』（成文堂 2004年）307頁

いとされている。それに対し、欧州議会においては欧州政党により各議員の投票行動が統制されている³⁴。また、選挙制度に比例代表制を採用している欧州議会の内包的な政党化の進展に加え、リスボン条約による改正を受け、欧州委員会委員長候補について各欧州政党がそれぞれ候補者を立てて選挙戦が行われた。欧州議会選挙の結果を「考慮」して欧州理事会が欧州委員会委員長候補を選出することは、議院内閣制への接近と捉えることができ³⁵、EUにおける内閣に相当する欧州委員会に対する今後の欧州政党の影響が注目される。

イ 欧州委員会改革

ユンカー欧州委員会委員長は、効率性の確保と硬直化した行政の弊害打破に向け、欧州委員会の機構改革として複数の欧州委員によるクラスター制³⁶の導入を当初から訴えてきた³⁷。ユンカー委員会では、第一副委員長を含む7名の副委員長が政策分野ごとにそれぞれ関連する欧州委員とともにプロジェクトチームを構成し、副委員長が指揮・調整役を果たしつつ職務を行っていくこととなった。これまで名誉職的意味合いが強かった副委員長の機能を含め、今後の欧州委員会の機構改革の動向が注目される。

8. 各加盟国における欧州議会と理事会の構成比較

(1) 理事会の意思決定

欧州議会と理事会³⁸はEUにおける共同立法機関であり、EUの立法審査や予算審査を担っている。理事会における意思決定³⁹には、対象案件の重要性や分野に応じて全会一致、特定多数決、単純多数決が用いられる。意思決定については、多くの国際機関が採用する全会一致を原則としつつ、一部の加盟国の反対により拒否権が行使され理事会が機能不全に陥るリスクを避けるため、特定多数決による決定分野を拡大する方向で改革がなされて

³⁴ Hix, S. and B. Hoyle (2011) *The Political System of the European Union* (London: Palgrave Macmillan) 142頁

³⁵ 根岸隆史「EU (1) - 2014年欧州議会選挙結果とEUの動向 -」『立法と調査』No. 355 (2014. 8) 4. (3)を参照

³⁶ クラスター制は第一次バローゾ委員会においても検討されたが、実現に至らなかった。

³⁷ 欧州委員会の行政改革についてはキャメロン英首相も強く求めている。

³⁸ 理事会は総務、外務など政策分野ごとに各加盟国担当閣僚により構成されるが、開催頻度は分野によって異なる。普段は理事会準備のためブリュッセルにおいて大使級会合であるCOREPER II など常駐代表の会議が開催されている。なお、理事会については以下の点から独上院との類似性が指摘されている。①各加盟国／各州政府の閣僚により会議が構成され、常駐代表による準備会合をブリュッセル／ベルリンで開催、②票数は各加盟国／各州の人口に応じており一括して投票、③過半数よりも高い多数要件（理事会の特定多数決／独上院が下院と意見が異なる場合）、④他院との調停手続（欧州議会／独下院との調停委員会）Bomberg, E., J. Peterson and R. Corbett (2012) *The European Union How does it work?* (Oxford: Oxford University Press) 146頁参照

³⁹ LSE教授のヒックスらが開設したVoteWatch (<http://www.votewatch.eu/>) によれば、欧州議会の第7議会期に当たる2009年7月～2014年5月において、EUの各理事会において最も意見が異なっただのは独と英であるとされ、その割合は投票においても16%に及び、中でも機関問題、外交政策、農業、予算、雇用について顕著だったとされる。(<http://term7.votewatch.eu/en/news.html#4021>) なお、理事会の投票行動に関するVoteWatchのレポート“Agreeing to Disagree” (<http://www.votewatch.eu/blog/wp-content/uploads/2012/07/votewatch-annual-report-july-2012-final-7-july.pdf>) によれば、2009年7月～2012年6月において理事会決定の多数派を形成した率はトップの仏が100%近かったのに対し、独は95%程度に留まり26位、英は90%程度で最下位の27位とされている。

きており、その可決要件についても検討が重ねられてきた⁴⁰。特定多数決では、各加盟国にそれぞれ加重票数⁴¹が割り当てられるとともに、可決に必要な最低国数、人口が設定されており、大国と小国の利害調整が図られてきた⁴²。こうした①加重票数（352票中260票以上）、②国数（過半数）、③人口（62%以上）という三重多数決制に対し、2009年12月に発効したリスボン条約では、特定多数決について新たな制度との選択式となる経過期間を挟みつつ、順次新制度へと改正することとされている⁴³。具体的には、2014年11月1日以降を経過期間としつつ⁴⁴、2017年4月1日以降は①国数（55%以上かつ15か国以上）と②人口（65%以上）という2つの要件から成る二重多数決制⁴⁵へと完全に移行する⁴⁶。

（２）各欧州政党の勢力比

EUの各加盟国において政権を有する欧州政党について、首脳人数と各国の人口及び理事会票数を積み上げてみると、図表13のようになる。

現在EUに加盟する28か国においては、独などEPPに所属する首脳が12名と半数近くに及び、続いて仏伊などPESに所属する首脳が9名、ベネルクス3国などALDEに所属する首脳が4名と、主要政党で全体のほとんどを占めている。残るのは保守党が政権を握る英のAECR 1名と、リトアニア、スロベニアの無所属2名である。次に、人口と理事会票数を見てみると、首脳人数と比較して、独仏英伊の4大国が含まれるEPP、PES、AECRについてそれぞれ比重が高まる。一方、欧州議会における議席を見てみると、比例代表制が採用されていることもあり、EPP、PES（欧州議会政党グループではS&D⁴⁷）、ALDEの主要3政党グループの構成比率は63.8%に及ぶものの⁴⁸、同じく3政党の比率が88.7%を占める理事会票などと比較すると大きく比率が異なる。

⁴⁰ 過去の加重票数、可決要件については、辰巳浅嗣『EU 欧州統合の現在』（創元社 2012年）64～65頁が詳しい。

⁴¹ 加重票数は原則的に人口に基づいて配分されており、独仏英伊の4大国の29票を最多とし、以下スペイン、ポーランドの27票と続き、最小はマルタの3票となっており、総票数は352票である（図表14参照）。なお、票数は分割されることなく一括して投票される。

⁴² 加重票数の配分調整は理事会の意思決定に大きな影響を及ぼしてきた。各加盟国の政治的バランス等にも配慮しつつ、EU市民の多数の意思と各加盟国の主権のどちらを優先していくかは大きな課題とされている。EU拡大と条約改正を踏まえた特定多数決の分析としては、鷲江義勝「EUの理事会における加重票数及び特定多数決と人口に関する一考察」『同志社法学』53巻6号（2002.2）80～134頁が詳しい。

⁴³ 改正のイメージとして、庄司克宏「リスボン条約（EU）の概要と評価 — 「一層緊密化する連合」への回帰と課題 — 」『慶應法学』第10号（2008.3）264頁参照

⁴⁴ 理事会ウェブサイトでは特定多数決の可否についてシミュレーションが可能であるが、移行期のため現在準備中である。（<http://www.consilium.europa.eu/council/voting-system-at-the-council?tab=Voting-calculator>）

⁴⁵ なお、対象議案が欧州委員会等の提案に基づかない場合は可決のための国数要件が72%以上と厳格化される。また、人口要件による否決（35%以上）には4か国以上の国数（ブロッキング・マイノリティー）が必要とされる。

⁴⁶ 人口要件は連邦主義的な思想の反映であると評価される。加重票数要件の廃止により可決要件の敷居は実質的に引き下げられ、各加盟国は自国に不利益とみる法案の成立阻止が困難になるとされる。児玉昌己『EU・ヨーロッパ統合の政治史 その成功と苦悩』（日本放送出版協会 2011年）162頁参照

⁴⁷ 欧州政党と欧州議会政党グループの主な関連については、根岸隆史「EU（1）—2014年欧州議会選挙結果とEUの動向—」『立法と調査』No. 355（2014.8）図表4参照

⁴⁸ 欧州議会における主要3政党グループの構成比率等については、根岸隆史「EU（1）—2014年欧州議会選挙結果とEUの動向—」『立法と調査』No. 355（2014.8）3.（5）を参照

図表13 欧州政党別の勢力比

	首 脳		人 口 (万人)		理事会票数		欧州議会議席		欧州委員	
EPP	12	42.9%	23,719	46.7%	165	46.9%	221	29.4%	14	50.0%
PES	9	32.1%	17,102	33.7%	114	32.4%	191	25.4%	8	28.6%
AECR	1	3.6%	6,431	12.7%	29	8.2%	70	9.3%	1	3.6%
ALDE	4	14.3%	2,990	5.9%	33	9.4%	67	8.9%	5	17.9%
無所属	2	7.1%	500	1.0%	11	3.1%	52	6.9%	0	0.0%
占有率		100.0%		100.0%		100.0%		80.0%		100.0%
総数	28		50,742		352		751		28	

(出所) 筆者作成

※欧州議会政党グループはS&D (PES)、ECR (AECR)

(3) 欧州議会と理事会の意見調整

今回の欧州議会選挙結果による欧州議会の議席数の変動と理事会における勢力比を欧州政党ベースで見えてみると、両者の乖離は拡大してきている(図表17参照)。実際には、欧州委員会に法案提出権が独占されており、審査を行う欧州議会においても総議員数の過半数、理事会においても特定多数がそれぞれEPP、PES、ALDEの主要政党により確保されていることから、従来と比較して大きな変化が起こることは考えにくい。しかし、欧州議会と理事会という2つの立法機関間における意見調整の重要性は一層高まっていくものと考えられる。立法過程における欧州議会と理事会の意見調整の場としては、正規の審査以外に、欧州委員会を交えた非公式折衝である三者対話(trilogue/trialogue)が行われている⁴⁹。三者対話はあらゆる立法過程において幅広いレベルで行われるが、欧州議会議院規則⁵⁰にも規定されるなど準公式の手續と認識されており⁵¹、欧州議会の権限強化や法案審議の過密化などを背景に近年協議数の増加が指摘されている。三者対話は、審査の効率化に貢献しているとされる一方で、正規の審査の形骸化につながりかねないケースもあることから、透明性や民主的正当性との関係で一定の緊張をはらむとされる⁵²。

欧州議会と理事会における各政党の勢力の乖離が、更に拡大していくのかそれとも縮小していくのか、各加盟国における今後の国政選挙の動向が注目される。また、加盟国数の増加や対象の広範・高度化により調整が複雑化する中で、そうした各加盟国における動向を受けて立法過程がより密室化してしまわないかなど、今後のEUの立法過程の進展、成熟の方向性を注視していきたい。

⁴⁹ 三者対話については、庄司克宏『新EU法 基礎篇』(岩波書店 2013年) 91頁が詳しい。

⁵⁰ 欧州議会議院規則第73条、同第19附属書、同第20附属書

⁵¹ 透明性への懸念が背景とされる。Corbett, R., F. Jacobs, and M. Shackleton (2011) *The European Parliament* (London: John Harper Publishing) 241~242頁

⁵² EUobserver "Secret EU lawmaking: the triumph of the trialogue" 2014.4.4 (<http://euobserver.com/investigations/123555>) 2014年11月21日アクセス

各加盟国の首脳及び欧州委員が所属する欧州政党と欧州議会選挙結果は、図表14のとおりである⁵³。

図表14 各加盟国首脳、欧州委員の状況と欧州議会選挙結果

国	人口		理事会 票数	首脳が 所属する 欧州政党	欧州委員が 所属する 欧州政党	欧州議会 第一党	2014年欧州議会選挙結果 各政党グループ議席数 (注3) (下段は前回比)										確定 投票率 (%) (前回比)
	(万人) (注1)	構成比 (%)					議席数 (前回比)	EPP	S&D	ECR	ALDE	GUE/ NGL	Greens /EFA	EFDD	無所属		
EU	50,742	100	352	-	-	-	751	221	191	70	67	52	50	48	52	42.54	
							+ 15	- 44	+ 7	+ 16	- 17	+ 17	- 5	+ 16	+ 25	△ 0.46	
オーストリア	851	1.68	10	PES	EPP	EPP S&D	18	5	5	0	1	0	3	0	4	45.39	
							+ 1	- 1	+ 1	±0	+ 1	±0	+ 1	±0	- 1	△ 0.58	
ベルギー	1,120	2.21	12	ALDE	EPP	ALDE	21	4	4	4	6	0	2	0	1	89.64	
							- 1	- 1	- 1	+ 3	+ 1	±0	- 2	±0	- 1	△ 0.75	
ブルガリア	725	1.43	10	EPP	EPP	EPP	17	7	4	2	4	0	0	0	0	35.84	
							±0	+ 1	±0	+ 2	- 1	±0	±0	±0	- 2	△ 3.15	
クロアチア (注2)	425	0.84	7	PES	PES	EPP	11	5	2	1	2	0	1	0	0	25.24	
							-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
キプロス	86	0.17	4	EPP	EPP	EPP S&D GUE/NGL	6	2	2	0	0	2	0	0	0	43.97	
							±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	△ 15.43	
チェコ	1,051	2.07	12	PES	ALDE	EPP	21	7	4	2	4	3	0	1	0	18.20	
							- 1	+ 5	- 3	- 7	+ 4	- 1	±0	+ 1	±0	△ 10.02	
デンマーク	563	1.11	7	PES	ALDE	ECR	13	1	3	4	3	1	1	0	0	56.32	
							±0	±0	- 1	+ 4	±0	±0	- 1	- 2	±0	△ 3.22	
エストニア	132	0.26	4	ALDE	ALDE	ALDE	6	1	1	0	3	0	1	0	0	36.52	
							±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	△ 7.38	
フィンランド	545	1.07	7	EPP	EPP	ALDE	13	3	2	2	4	1	1	0	0	39.10	
							±0	- 1	±0	+ 2	±0	+ 1	- 1	- 1	±0	0.50	
フランス	6,586	12.98	29	PES	PES	無所属	74	20	13	0	7	4	6	1	23	42.43	
							+ 2	- 9	- 1	±0	+ 1	- 1	- 8	±0	+ 20	1.80	
ドイツ	8,078	15.92	29	EPP	EPP	EPP	96	34	27	8	4	8	13	0	2	48.10	
							- 3	- 8	+ 4	+ 8	- 8	±0	- 1	±0	+ 2	4.83	
ギリシャ	1,099	2.17	12	EPP	EPP	GUE/NGL	21	5	4	1	0	6	0	0	5	59.97	
							- 1	- 3	- 4	+ 1	±0	+ 3	- 1	- 2	+ 5	7.36	
ハンガリー	988	1.95	12	EPP	EPP	EPP	21	12	4	0	0	0	2	0	3	28.97	
							- 1	- 2	±0	- 1	±0	±0	+ 2	±0	±0	△ 7.34	
アイルランド	460	0.91	7	EPP	EPP	EPP GUE/NGL	11	4	1	1	1	4	0	0	0	52.44	
							- 1	±0	- 2	+ 1	- 3	+ 3	±0	±0	±0	△ 6.20	
イタリア	6,078	11.98	29	PES	PES	S&D	73	17	31	0	0	3	0	17	5	57.22	
							+ 1	- 18	+ 10	±0	- 7	+ 3	±0	+ 8	+ 5	△ 7.83	
ラトビア	200	0.39	4	EPP	EPP	EPP	8	4	1	1	0	0	1	1	0	30.24	
							±0	+ 1	±0	±0	- 1	- 1	±0	+ 1	±0	△ 23.46	
リトアニア	294	0.58	7	無所属	PES	ALDE	11	2	2	1	3	0	1	2	0	47.35	
							- 1	- 2	- 1	±0	+ 1	±0	+ 1	±0	±0	26.37	
ルクセンブルク	55	0.11	4	ALDE	EPP	EPP	6	3	1	0	1	0	1	0	0	85.55	
							±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	△ 5.21	
マルタ	43	0.08	3	PES	PES	EPP S&D	6	3	3	0	0	0	0	0	0	74.80	
							+ 1	+ 1	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	△ 3.99	
オランダ	1,683	3.32	13	ALDE	PES	ALDE	26	5	3	2	7	3	2	0	4	37.32	
							+ 1	±0	±0	+ 1	+ 1	+ 1	- 1	- 1	±0	0.57	
ポーランド	3,850	7.59	27	EPP	EPP	EPP	51	23	5	19	0	0	0	0	4	23.83	
							+ 1	- 5	- 2	+ 4	±0	±0	±0	±0	+ 4	△ 0.70	
ポルトガル	1,043	2.05	12	EPP	EPP	S&D	21	7	8	0	2	4	0	0	0	33.67	
							- 1	- 3	+ 1	±0	+ 2	- 1	±0	±0	±0	△ 3.10	
ルーマニア	1,994	3.93	14	EPP	PES	S&D	32	15	16	0	1	0	0	0	0	32.44	
							- 1	+ 1	+ 5	±0	- 4	±0	±0	±0	- 3	4.77	
スロバキア	542	1.07	7	PES	PES	EPP	13	6	4	2	1	0	0	0	0	13.05	
							±0	±0	- 1	+ 2	±0	±0	±0	- 1	±0	△ 6.59	
スロベニア	206	0.41	4	無所属	ALDE	EPP	8	5	1	0	1	0	1	0	0	24.55	
							+ 1	+ 2	- 1	±0	- 1	±0	+ 1	±0	±0	△ 3.82	
スペイン	4,651	9.17	27	EPP	EPP	EPP	54	17	14	0	8	11	4	0	0	43.81	
							+ 4	- 6	- 7	±0	+ 6	+ 10	+ 2	±0	- 1	△ 1.06	
スウェーデン	964	1.90	10	PES	ALDE	S&D	20	4	6	0	3	1	4	2	0	51.07	
							+ 2	- 1	+ 1	±0	- 1	±0	+ 1	+ 2	±0	5.54	
英国	6,431	12.67	29	AEOR	AEOR	EFDD	73	0	20	20	1	1	6	24	1	35.60	
							+ 1	±0	+ 7	- 5	- 10	±0	+ 1	+ 11	- 3	0.90	

注1:2014年1月現在(Eurostat) 注2:クロアチアは2013年のEU加盟のため、前回比を省略 注3:赤字は第一党

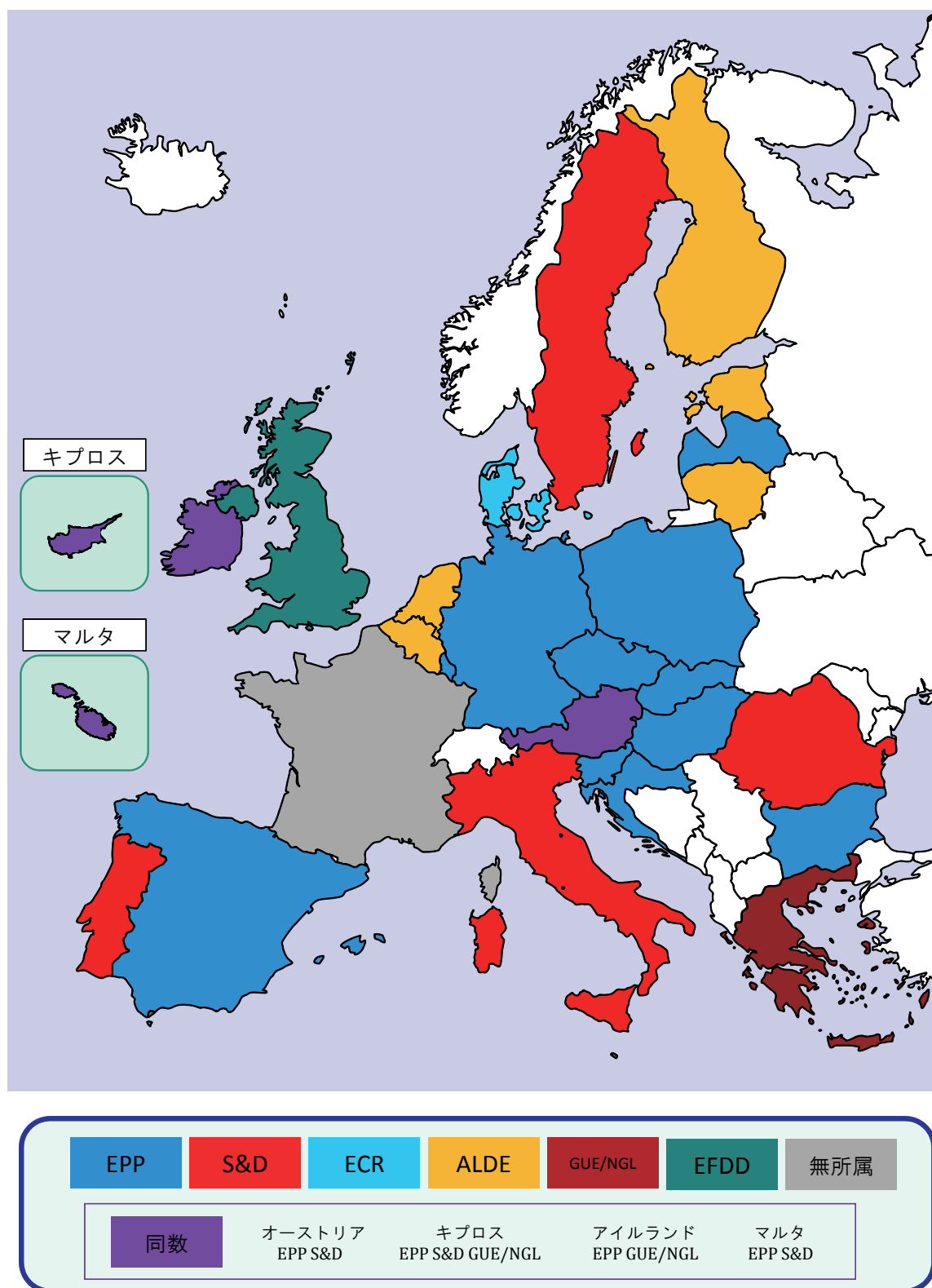
(2014年11月21日現在)

(出所) 駐日EU代表部、欧州議会ウェブサイト等を参考に作成

⁵³ 欧州政党と欧州議会政党グループの主な関連及び名称については、根岸隆史「EU(1)ー2014年欧州議会選挙結果とEUの動向ー」『立法と調査』No. 355 (2014. 8) 図表4 参照

また、各加盟国における今回の欧州議会選挙による第一党の分布は、図表15のとおりである。

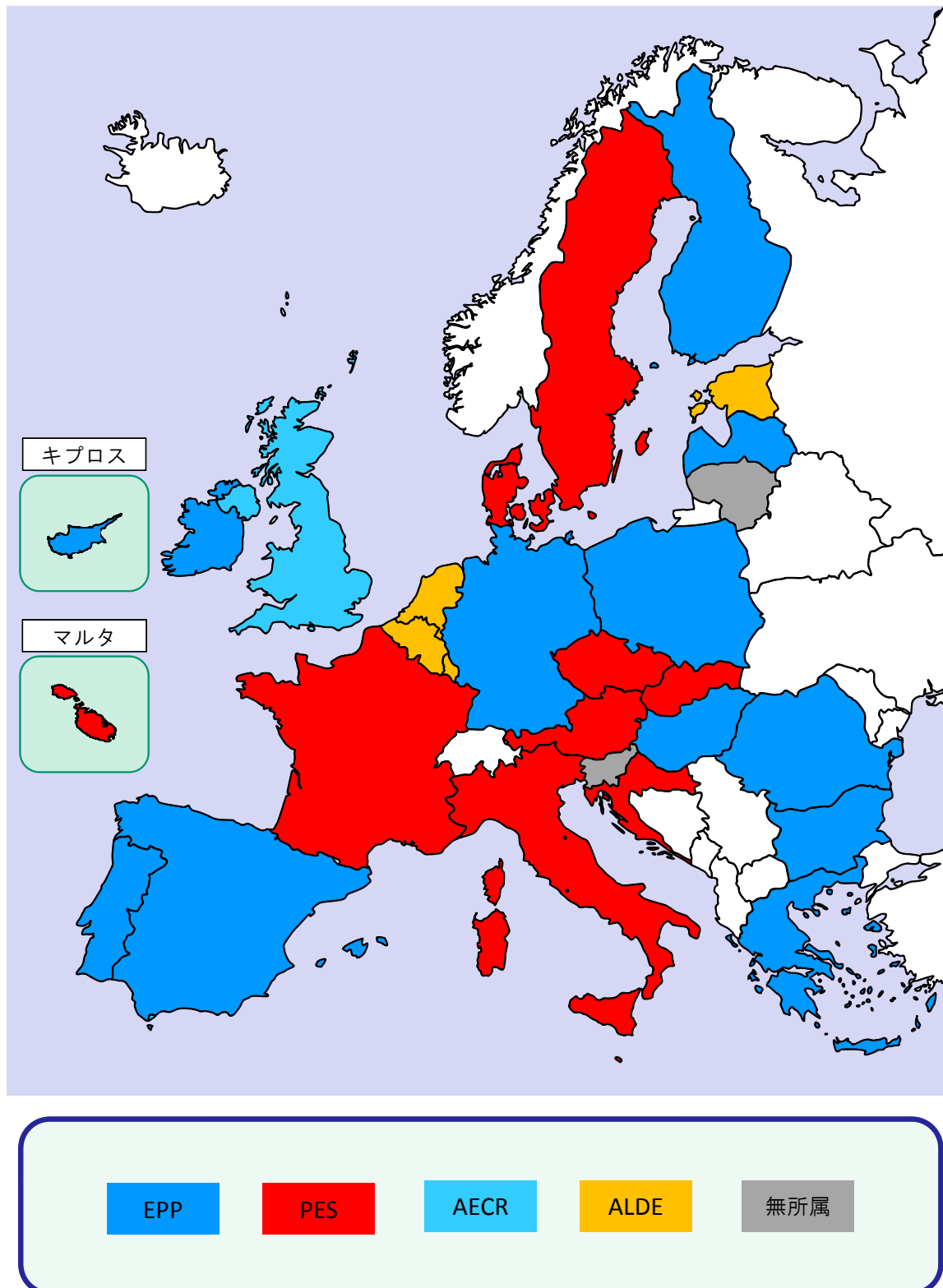
図表15 2014年欧州議会選挙結果による国別第一党の分布



(出所) 筆者作成

これに対し、各加盟国の首脳が所属する欧州政党の分布は図表16のとおりである。

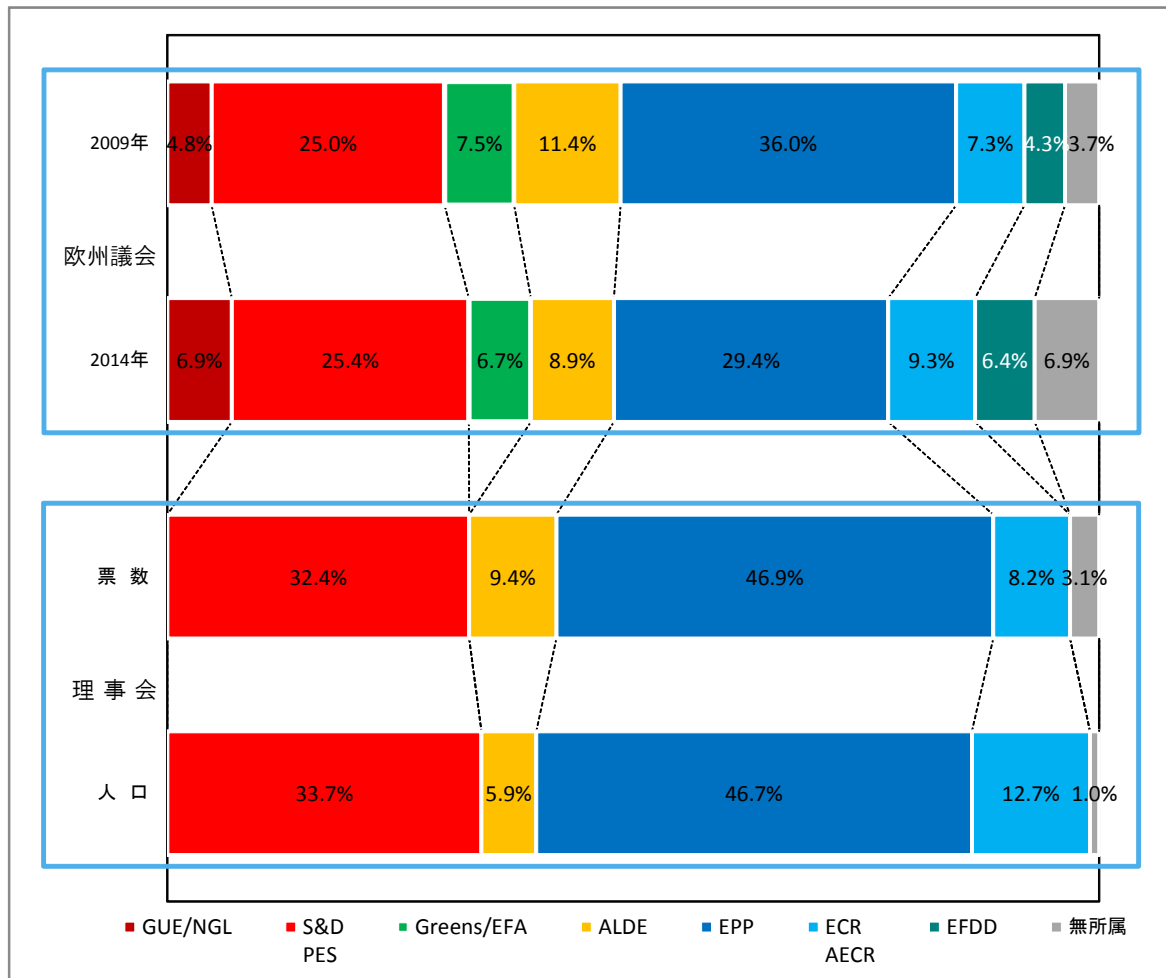
図表16 各加盟国首脳所属政党の分布



(出所) 筆者作成

図表15及び図表16からも明らかなように、各加盟国における欧州議会第一党と首脳所属政党の分布は大きく異なり、仏英を始め13か国で一致していない。さらに、図表13における各政党別の勢力比をベースにEUの立法機関の上院と下院に相当する理事会と欧州議会についてそれぞれ各政党別の勢力構成を比較してみると、図表17のようになる。

図表17 欧州議会と理事会との構成比較



(出所) 筆者作成

9. 欧州議会選挙後の各加盟国における展望

欧州議会選挙後、仏英を中心に欧州は揺れた⁵⁴。主要政党グループの構成比率⁵⁵を見れば欧州議会の政策決定における安定性は揺るがないが、欧州議会選挙の影響は欧州議会そのものに対してよりも、各国の政治に大きく波及したと見るべきであろう。仏英両国はEU

⁵⁴ 当時のバルス仏首相は、仏における選挙結果について、あらゆる政治家に対する「地震」と表現した。Le Point "Européennes-Manuel Valls: "C'est un choc, un séisme"" 2014.5.25 (http://www.lepoint.fr/europeennes-2014/europeennes-manuel-valls-un-score-mediocre-tout-particulierement-de-la-gauche-25-05-2014-1827743_2095.php) 2014年11月21日アクセス

⁵⁵ 根岸隆史「EU (1) - 2014年欧州議会選挙結果とEUの動向-」『立法と調査』No. 355 (2014.8) 3. (5) 参照

の権限の在り方についてまで言及し、結果的にE Uは雇用・成長戦略へとかじを切り始めた⁵⁶。また、ユーロ危機をめぐるE Uの対応や、欧州委員会委員長候補選出の過程などにおいて独英間に顕著⁵⁷であるように、今後の欧州統合へのスタンスの違いによる加盟国の更なるグループ化、いわばE U分断の様相も現れてきている。

特に注目されるのは英の動きである。同国のキャメロン首相は、2013年1月23日のスピーチにおいて、2015年の総選挙の後にも保守党が政権を維持した場合、E Uとの関係において「新たな合意 (new settlement)」を目指して交渉し⁵⁸、その結果を国民に提示した上で、2017年末までに英のE U残留か離脱かを問う国民投票を実施することに言及した。その背景にはE U離脱等を訴えるU K I Pへの支持の高まりが指摘されており、U K I Pの支持率上昇に危機感を強め、E U政策でより強硬な姿勢を見せるよう求める党内右派からの声に、親E U派のキャメロン首相が屈した結果であるというのが大方の見方⁵⁹とされる。

一方、U K I Pはその後にも国内における各選挙で議席を伸ばしており、2013年5月の地方選挙では147議席（139議席増）、2014年5月の地方選挙では163議席（161議席増）をそれぞれ獲得したほか、欧州議会選挙においては英第1党となった。さらに、10月及び11月には、保守党を離党した下院議員がU K I Pに入党し議員辞職したことに伴う補欠選挙でも勝利し⁶⁰、下院（定数650）における初議席となる2議席を獲得した。下院は選挙制度が小選挙区制であることから一般に大政党に有利とされてきたが、こうした状況を受け2015年5月の総選挙の動向が注目される。

なお、英では9月にスコットランドの独立をめぐる住民投票が行われた。今回の住民投票では独立反対が過半数⁶¹となったが、住民投票前にキャメロン首相を始めとした英議会の主要3党党首より示された地方分権の更なる推進がなされない場合には、再びスコットランドにおいて住民投票の機運が高まる可能性もある。また、今回の住民投票は他のE U加盟国内における独立運動を勢いづかせることも考えられる一方、E Uにとっては加盟国の独立・細分化の進展が政策決定の遅延、ひいてはE Uの弱体化を招くことも想定され⁶²、各地域の動きへの対処が課題となっていくであろう。

他に欧州議会選挙後の各加盟国における主な動きとして反E U的主張の政党の動向に着目してみると、独では、8月及び9月に東部の3州でそれぞれ実施された州議会選挙において、反ユーロ政党であるドイツのための選択肢（A f D）がいずれも第4党となる10%

⁵⁶ 「反E U台頭で政策を見直し E U非公式首脳会合」『東京新聞』（平26.5.29）

⁵⁷ なお、脚注39参照

⁵⁸ ただし、対E Uの具体的な交渉内容に関する言及はなかったとされる。児玉卓、沼知聡子「英国首相のスピーチ E U脱退の現実味を問う」（http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20130131_006752.pdf）

⁵⁹ （財）自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック（2014年6月）「欧州議会選挙で反E U派が台頭～英国では英国のE U離脱を訴えるU K I Pが第1党に」（http://www.jlhc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/07/jun_2014_eu_01.pdf）

⁶⁰ それぞれ移籍議員が勝利した。

⁶¹ 賛成44.7%、反対55.3%

⁶² 平石隆司「スコットランド独立投票が問う英国とE Uの在り方」（<http://net.keizaikai.co.jp/archives/13799/2>）

程度の支持を得て議席を獲得した。仏では、9月に上院（定数348）⁶³選が行われ、与党社会党など中道左派が過半数を割る一方で、FNが初の議席獲得となる2議席を獲得した⁶⁴。スウェーデンでは、9月に総選挙（定数349）が実施され、反移民を掲げるスウェーデン民主党（SD）が10%を超える支持を得て第3党となる49議席を獲得した。

また、各国における世論調査でも、スペインでは左派のポデモス（Podemos）⁶⁵、ギリシャでは急進左派連合（SYRIZA）⁶⁶が首位に立つなど高い支持を獲得している。

10. おわりに

2014年は、5月の欧州議会選挙を起点として、EUの「トップジョブ」とされる欧州委員会委員長、欧州理事会議長、外務・安全保障政策上級代表の選出を始め欧州委員会の発足がなされるなどEUにとって体制一新の年であった。2009年の前回選挙時にはリスボン条約の発効が遅れたこともあり、いわば不完全な実施となったが、今回は同条約により想定されていた形が完全に実現され、欧州委員会委員長が欧州議会選挙の結果を踏まえて選出された。このように一連の流れには欧州議会選挙の結果が反映される傾向が強まっていると言えるが、選挙結果の重要性が高まる一方で、低迷する投票率は今後も課題であり続ける。

欧州議会選挙の結果を受けて、欧州政治を専門とするLSE教授のヒックスは、ポピュリスト政党の進出により欧州議会は一層多極化していくとしながらも、それが大部分の立法行為における主要政党の大連立につながることで、皮肉にも結果的にEUは非常に保守的になっていく旨指摘した。そして一方で、緊縮財政を求めるEPPと経済成長を求めるS&Dの立場の相違から合意形成が困難な分野も存在する旨述べている⁶⁷。欧州議会内における政策調整のみならず、図表17で示されるように、各加盟国において政権党と欧州議会における多数政党との势力的乖離が拡大していくならば、将来的にはEUにおける共同立法機関である理事会と欧州議会との立場の相違にもつながりかねず、両機関における意見調整の重要性が高まる。

EUの歴史は欧州統合という営みの拡大・深化そのものであり、欧州議会はその中で立法権限の獲得・拡大を続けてきた⁶⁸。EUの拡大・深化により、加盟国は増加し加盟国とEU機関との結び付きが強化される一方で、各加盟国間、EU機関間、EU機関内における調整の複雑化や各国主権との緊張も生じている。他方で、比例代表制の選挙制度を有する欧州議会の権限拡大は、結果的に反EUを主張する勢力に欧州レベルの政治への進出と

⁶³ 任期は6年であり、3年ごとに半数改選。

⁶⁴ 下院には2議席を保有している。

⁶⁵ 「カタルーニャ独立運動や新政党ポデモスの台頭、スペイン来年選挙へ波乱の芽」『日経ヴェリタス』10頁（平26.11.16）

⁶⁶ 「ギリシャ財政問題再燃—くすぶる議会解散観測、2月の大統領選出が焦点」『日本経済新聞』（平26.11.8）

⁶⁷ EurActiv “Europe on course for ‘grand coalition’ after election” 2014.5.26（<http://www.euractiv.com/sections/eu-elections-2014/europe-course-grand-coalition-after-election-302386>）2014年11月21日アクセス

⁶⁸ 根岸隆史「EU（1）—2014年欧州議会選挙結果とEUの動向—」『立法と調査』No. 355（2014.8）2.（1）参照

いう機会をもたらした。しかし、反EUを主張する勢力は、欧州議会という欧州的な枠組みの中でその声を響かせるため、政党グループ結成に向け他国の反EU政党と共同歩調を求められるという欧州的営みに苦慮している。

今回の欧州議会選挙で英・UKIPのファラージュ党首は、仏・FNのルペン党首と共に一躍反EU派のアイコンとなったが、選挙後のコメントでは、この勢いを2015年の英総選挙を始め今後の国政選挙にもつなげていくとした。実際に、その後の英下院の補欠選挙では初となる議席を含め2議席を獲得している。パリ経済研究所（EEP）教授のピケティは、社会の不平等があまりに拡大すればポピュリズムや過激思想への道を開く可能性があり、欧州議会選挙の結果を見ると、社会の多くはグローバリゼーションの恩恵を受けていないと分析している⁶⁹。今回の欧州議会選挙において一層顕著となり、欧州を揺るがした反EU政党の躍進という流れが、果たして本格的に各加盟国の国政選挙のレベルにまで至るのか注目される⁷⁰。

【参考文献】

- Corbett, R., F. Jacobs, and M. Shackleton (2011) *The European Parliament* (London: John Harper Publishing)
- Hix, S. and B. Høyland (2011) *The Political System of the European Union* (London: Palgrave Macmillan)
- 児玉昌己『欧州議会と欧州統合—EUにおける議会制民主主義の形成と展開』（成文堂2004年）
- 鷲江義勝『リスボン条約による欧州統合の新展開—EUの新基本条約』（ミネルヴァ書房2009年）

（ねぎし たかし）

⁶⁹ 「格差の現実を直視せよ 『21世紀の資本論』 著者トマ・ピケティ独占インタビュー」『週刊東洋経済』（2014. 7. 26）

⁷⁰ 本稿は、2014年11月21日現在によるものである。